

# フランス最新法令情報

## 【判例解説】雇用契約履行に必要な書類はフランス語で作成する必要があります

従業員の義務を規定する文書をはじめ求人情報、就業規則、労働協定など、雇用契約の履行に必要となる資料は、すべて、フランス語で作成する必要があります。ただし、これらの文書が外国から送付される場合や外国人労働者に提供される場合はこの限りではありません。破毀院社会部は2023年6月7日付判決の中で、雇用契約関連資料の使用言語に関する上記見解を示しました。

解雇された従業員は、給与から一定額が差し 引かれたことを不服として、減額分の返金請求 を裁判所に起こしました。変動給を算出するの に必要となるノルマ設定資料が英語で作成され ていることを理由に、外国語で作成された資料 は適用されないと主張しました。

控訴審は、従業員と雇用主が日常的に英語でメールのやり取りしていたこと、従業員も英語で資料を作成していたこと、そして、社内公用語が英語であることを理由に、従業員の主張を退けました。

しかし、破毀院は、変動給算出のベースとなる 資料は、外国から送られてきた資料を除き、す ベてフランス語で提供する必要があるとの見解 を示し、控訴審の判決を破毀しました。フランス 語の使用を雇用契約関連資料に義務付ける 本ルールは、外国語を社内公用語とする企業

## グリーンウオッシュ規制への動き

SDGs への取り組みは企業のブランドイメージ向上に貢献することから、環境に配慮した自社製品の宣伝やかかる事業活動の報告によるアピールは、近年メディアで頻繁に見聞きするようになりました。しかし、ビジネス戦略の一環として環境問題に真摯に取り組んでいるように見せかけて、実態が伴わない「グリーンウオッシュ」を行う企業も増加しており、消費者保護を目的とした法規制の整備が進んでいます。

欧州委員会は、2023 年 3 月 22 日付で「グリーンクレーム指令(案)」を公表しました<sup>1</sup>。これにより、自社製品・サービスに関して「カーボンニュートラル」「ネットゼロ」「環境にやさしい(エコフレンドリー)」などの表現を宣伝・ソーシャルメディア・包装に用いる企業は、外部機関により検証されたエビデンスを公表することが義務付けられます<sup>2</sup>。当該EU 指令は 18 か月以内の国内法化が必要であることから、順調に行けば、2026 年頃に加盟各国において上記の義務が施行されることになります。

フランスでは、すでに同じ趣旨の法規制が整備され、2023 年 1 月から環境配慮をうたう製品やサービスの宣伝広告規制が実施されています。本ブログでは、グリーンウオッシュ排除に向けたフランスの取り組みをご紹介します。

#### 環境配慮のキャッチフレーズに関する制限 - 環境法典の観点から

2021 年 8 月 22 日付の「気候変動への対処およびその影響に対するレジリエンス強化に関する法律<sup>3</sup>」により、企業の環境保全に向けた取り組みのアピール (グリーンクレーム) に関する法規定が環境法典に新設されま

https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=COM%3A2023%3A0166%3AFIN

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 年間売上 200 万ユーロ未満かつ従業員数が 10 名未満の零細企業、並びに、すでに特定の法令により宣伝に用いることができる環境配慮基準が確立しているセクター(オーガニック食品、自動車の CO2 排出や燃費、エネルギー効率ラベルの対象となる製品など)は、当該 EU 指令の適用を受けません。

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> Loi nº 2021-1104 portant lutte contre le dérèglement climatique et renforcement de la résilience face à ses effets

にも適用されますので留意する必要があります。

## 【判例解説】テレワークの時間外またはテレワ ーク勤務地以外で発生した事故は労災の推 定は受けません

テレワークの時間外やテレワーク勤務地以外で 事故に遭った場合、労災を主張する従業員 は、業務上の事故であることを立証しなければ なりません。

#### 1. 労働時間外の事故

自宅の地下室をテレワーク場所として勤務していた従業員が、終業時間から1分もたたないうちに転落事故に遭い、肘を骨折するけがを負いました。従業員は雇用主に事故を速やかに報告し、労災と認定するように求めました。

アミアン控訴院は、2023 年 5 月 4 日付判決のなかで、事故が終業時刻打刻後に発生したことを指摘し、従業員が、職務上の事故であることを立証していないことを理由に、労災とみなすことはできないと判断し、労災認定の請求を却下しました。

労働時間外に事故が発生したことから、従業員は雇用主の指揮監督下にあったとは言えません。このため、労災として雇用主負担を求めるためには、従業員は、事故と労働との因果関係を証明する立証責任を負うことになります。

#### 2. 勤務地以外の場所での事故

次は、インド洋に浮かぶ海外県のレユニオン島でテレワークをしていた従業員が被った事故に関する判決です。 勤務中にインターネット接続が途切れたため、外の様子を見るために自宅から外に出ました。トラックが公道に設置されていた電話塔に衝突し、それが原因でインターネット回線が中断したことを確認し、事故を起こしたト

した。続いて、2022 年 4 月 13 日付で、同法の施行令(デクレ)⁴が公表され、広告・宣伝で「カーボンニュートラル」などの表現を用いる場合の要件が明らかにされました。

グリーンクレームに関する法規定が 2023 年 1 月 1 日付で発効したことを受け、企業は、自社製品やサービスの宣伝・広告において「カーボンニュートラル」「ゼロカーボン」「ゼロカーボンフットプリント」「クライメイトニュートラル」「カーボンオフセット」「100%オフセット」などの環境に関するクレームをする場合、これらの環境配慮をうたう製品やサービスの一つ一つについて、(1) ライフサイクル全体にわたる温室効果ガス排出の年次収支報告書5を作成し、(2) カーボンフットプリントに関する概要書、及び、温室効果ガス排出削減やオフセットまでのプロセスに関する概要書をネット上で公表しなければなりません。

概要書の形式は自由ですが、(1) 温室効果ガス排出の収支報告書および当該報告書の作成に用いたアプローチの説明を行い、(2) 広告宣伝の対象となった製品やサービスにかかる温室効果ガス排出の年次収支報告書が公表された時から少なくとも10年間にわたる温室効果ガス排出削減想定軌道を、定量化した年次進捗目標を別紙にまとめて概要書に添付し、そして(3) 残存排出量のカーボンオフセットの方法やカーボンオフセットに要する費用についても別紙で説明し、残存して排出される温室効果ガスが完全に吸収される(オフセットされる)ことを立証するものでなければなりません。

企業は、グリーンクレーム製品やサービスの流通・販売を継続する限り、概要書の内容を毎年検討し、想定していた温室効果ガス排出削減軌道に誤りがないことを確認しなければなりません。なお、カーボンオフセット前の製品やサービスの温室効果ガス排出量が2年連続して増加した場合、カーボンニュートラルな製品・サービスなどと広告宣伝することはできなくなりますのでご留意ください6。

これに加えて、フランス環境・エネルギー管理庁(ADEME<sup>7</sup>)も、企業による「カーボンニュートラル」などのキャッチフレーズの乱用は誤解を招く恐れがあると警鐘を鳴らしていました。企業単位で「ネットゼロ」を目

<sup>&</sup>lt;sup>4</sup> https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000045570611

<sup>&</sup>lt;sup>5</sup> フランス規格協会(AFNOR)などの ISO 認証サービス機関のカーボンフットプリントガイドラインに準拠して作成されたものでなければなりません。

 $<sup>^6</sup>$  これらに違反があった場合、環境法典第 L.229-69 条に基づき、法人の場合、10 万ユーロの罰金が科せられますが、違法な宣伝広告に要した費用相当額まで罰金額が引き上げられる可能性があります。

<sup>&</sup>lt;sup>7</sup> Agence de l'Environnement et de la Maîtrise de l'Energie

ラック運転手から状況説明を受けていました。その時、別の車両が、衝突により路上に垂れ下がっていた電話線の上を走行し、ケーブルが引っ張られ、電話塔が従業員の上に倒れたのです。けがを負った従業員は、テレワークを継続するために家の外の様子をうかがった最中に発生した事故であり、勤務地で被った職務上の事故であると主張し、労災と認定するように求めました。

レユニオン島控訴院は、外の様子を確認する 目的で自宅から公道に出たのは、個人的な都 合による労務中断であり、事故当時に雇用者 の指揮監督下になかったと判断しました。さら に、雇用主がインターネット接続障害の原因追 究やプロバイダーへの通信障害報告を従業員 に指示した事実もないことを指摘し、勤務地以 外の路上で発生した今回の事故を労災と認定 することはできないとしました。

このように、テレワークの勤務時間外または勤務 地以外の場所で発生した事故は労災の推定 を受けず、労災を主張する従業員は、事故と 職務との関連性について立証しなければなりま せん。 指すのではなく、サプライチェーン全体で脱炭素化に取り組むことの重要性をはじめ、温室効果ガスの排出量削減とカーボンシンクの増大を考慮した、地球規模での気候戦略の実施を推奨しています。

また、前述した「気候変動対策・レジリエンス強化法」は、2030 年までに1990 年に比べて温室効果ガス排出を40%削減するとするパリ議定書の目標を再確認するとともに、熱効率の悪い住宅の賃貸禁止や環境に顕著な影響を与える製品やサービスの広告宣伝についても規制しています。同法が2022年8月22日付で発効したことを受け、石油をはじめとする化石燃料8に関する宣伝行為が禁止されました。これにより、ガソリンスタンドなどをコマーシャルや映画・ドラマの背景で映し出すことはできなくなりました9。

#### 消費者保護 - 消費者法典の観点から

グリーンウオッシュ規制は、科学的根拠に基づき、本当に環境に配慮した製品やサービスを消費者が安心して購入・利用できる制度的枠組みを導入し、実施することを目的としています。この観点から、環境に及ぼす影響は、消費者が購入・利用を検討している製品やサービスのパフォーマンスの一要因と捉え、消費者の誤解を招くような環境配慮をアピールした虚偽の宣伝や誇大広告は、消費者の誤認を生む商慣習として禁止されています<sup>10</sup>。

フランスの広告業界自主規制機関である ARPP<sup>11</sup>は、加盟メンバーに向けてガイドラインやアドバイスを提供し<sup>12</sup>、独立行政機関である競争・消費・不正防止総局(DGCCRF<sup>13</sup>)は、環境配慮をほのめかす宣伝広告をモニタリングし、違反があれば取り締まり、勧告処分、改善命令、罰金処分などを言い渡す権限を有します<sup>14</sup>。さらに、国立消費審議会(CNC<sup>15</sup>)は、グリーンウオッシュとなる宣伝広告の法的枠組みについて解説したガイドブックを 2023 年 5 月に公表しました。ガイドブックには法的拘束力はありませんが、消費者の判断を助ける具体例が多く掲載され<sup>16</sup>、広く活用されるものと期待されます。

<sup>8</sup> ガスについては、2023年7月1日から宣伝広告が禁止されます。

<sup>&</sup>lt;sup>9</sup> 環境法典第 L.229-63 条にもとづき、法人に違反が認められた場合、10 万ユーロの罰金が科せられますが、違法な宣伝広告に要した 費用相当額まで罰金額を引き上げることが可能です。再犯の場合は、罰金の上限額が 2 倍となります。

<sup>10</sup> 消費者法典第 L.121-2 条。なお、量刑は、同法典第 L.132-2 条に基づき、懲役 2 年、罰金 30 万ユーロと定めてありますが、違反行為の重要度に応じて、年間売上高の 1 割相当額、もしくは、違法な広告宣伝にかかった費用の 8 割相当額まで罰金額を引き上げることができます。

<sup>&</sup>lt;sup>11</sup> Autorité de régulation professionnelle de la publicité

<sup>12</sup> 持続可能な開発に関するガイドライン(仏語): https://www.arpp.org/nous-consulter/regles/regles-dedeontologie/developpement-durable/

<sup>&</sup>lt;sup>13</sup> Direction Générale de la Concurrence, de la Consommation et de la Répression des Fraudes

<sup>14 2021</sup> 年および 2022 年に実施された調査報告(仏語): https://www.economie.gouv.fr/dgccrf/bilan-de-la-premiere-grande-enquete-de-la-dgccrf-sur-lecoblanchiment-des-produits-non-0

<sup>&</sup>lt;sup>15</sup> Conseil National de la Consommation

<sup>&</sup>lt;sup>16</sup> 「BIO」「ナチュラル」「サステナブル」「リサイクル可能」などの用語を商品やパッケージに表記する場合の使用基準などが詳しく解説されています。

#### 環境配慮やグリーンクレームに関する事例

#### (1) BNP Paribas (BNPパリバ)

金融機関は世界各地で展開される化石燃料プロジェクトに潤沢な資金を提供することから、カーボンフットプリントが高く、削減が求められていました。特に、欧州トップ、全世界5位の化石燃料プロジェクトのレンダーである BNP Paribas 銀行グループは、フランス全体の二酸化炭素排出量を上回る CO2 を排出しています。これを見かねた NGO らは、2022年10月に、親会社及び経営を統括する企業の監視義務に関する法律<sup>17</sup>に

もとづく環境配慮義務違反を3か月以内に是正するように催告しました。同行は、ウェブサイト上で、2030年までに石油 採掘・生産への融資を8割、ガス採掘・生産への融資を2割削減することなどを発表しましたが、NGOらは不十分と判断 し、2023年2月23日付でパリ司法裁判所に提訴したと伝えられています<sup>18</sup>。

#### (2) TotalEnergies (トタルエナジーズ)

2021 年に商号が Total(トタル)から TotalEnergies(トタルエナジーズ)に変更した際の宣伝広告にグリーンウオッシュがあったとして、グリーンピースをはじめとする NGO らが 2022 年3月2日付でパリ司法裁判所に同社を訴えました <sup>19</sup>。原告は、「被告は、ガソリンやガスなど事業による産物から排出される CO2 を自社の CO2 排出量に含めずに、操業により排出される CO2 だけをデータ化しており、間違ったカーボンフットプリントを公表している。エネルギー移行のキープレイヤーと自ら位置付けて気候変動に適切しに対処しているとうたっているが、これに見合った投資を行っていない。」と主張しています。

被告は原告適格について争いましたが、パリ司法裁判所は 2023 年 5 月 1 6 日付でかかる主張を退けました。今後は争点 についての実質的な審議が行われる見込みです。

## 公益通報者保護制度に関する CNIL ガイドラインが更新されました

公益通報者保護制度に関する EU 指令が国内法化されたことを受け、情報処理及び自由に関する国家委員会(Commission Nationale de l'Informatique et des Libertés、以下「CNIL」)は、2019 年ガイドラインを更新し、新たなガイドラインを公表しました。 新ガイドラインは、2023 年 4 月 6 日から 5 月 5 日まで実施されたパブコメを取り入れた内容となっています  $^{20}$ 。

#### 新ガイドライン採択までの経緯

EU 公益通報者保護指令が 2019 年 10 月 23 日に成立し、加盟各国は、2021 年 12 月 17 日までに国内法を整備することが義務付けられました。 フランスは、2022 年 3 月 21 日に Waserman 法を採択し、同年 10 月 23 日には施行令を制定しました。

サパン II 法に基づく通報者保護制度と比較して、「通報者や通報内容の範囲」、「通報者の関連者の保護」、「通報手続(段階別通報)の簡素化」などが変更されました。

また、異なるルールが適用される特定分野の通報者保護制度も変更の対象となります。

<sup>&</sup>lt;sup>17</sup> https://www.legifrance.gouv.fr/loda/id/JORFTEXT000034290626

<sup>&</sup>lt;sup>18</sup> https://notreaffaireatous.org/wp-content/uploads/2023/02/Assignation-BNP-fossiles.pdf

<sup>&</sup>lt;sup>19</sup> http://climatecasechart.com/wp-content/uploads/sites/16/non-us-case-documents/2022/20220302\_15967\_petition-

<sup>&</sup>lt;sup>20</sup> https://www.cnil.fr/sites/cnil/files/2023-07/referentiel\_alertes\_professionnelles.pdf

このように、今回の法令改正は、適用される制度にかかわらず、すべての通報者が享受できる最低限の保証を共通項として確立させることを目指しています。

#### CNIL ガイドラインの変更

新ガイドラインは内部通報制度全体を対象としますが、個人データの保護という視点で作成されています。 2019 年ガイドラインと比較した主な変更点は以下となります。

- ガイドラインが適用される範囲の簡素化
- ▶ 内部通報制度の枠組みで収集されたデータ処理を新たな利用目的として追加
- 通報への措置について通報者への報告義務を創設
- ▶ 内部通報の管理を第三者機関に委託する場合の留意事項について
- データ保存期間に関する見解
- ▶ CNIL セキュリティガイドの改定に伴うセキュリティ対策表の更新など

ガイドラインに関する Q&A も用意されています  $^{21}$ 。

#### 電子請求書の義務化が延期となりました

フランスに拠点を置く企業は、2024 年 7 月 1 日以降、デジタルデータで請求書を発行したり受領したりすることが義務 化される予定でしたが、その実施が延期されます。具体的な実施日は 2024 年予算法にて決定することになります。

2021年1月1日以降、公共セクター向けの請求書については、Chorus Pro というプラットフォームを経由して、電磁的な方式で送信することが義務化されています。電子請求の発行は、フランスの付加価値税(VAT)課税事業者間の取引について適用されることになります。

#### 電子請求書の発行および受領義務の延期

電子請求書化への移行をスムーズに実現するため、公共財政総局(Direction Générale des Finances. Publiques、「DGFIP」)は、2023年7月28日付コミュニケで、今回の改正の施行延期を発表しました。

延期後の日程は、2024年予算法の中で決定される運びとなりました。

#### 電子請求書の適用範囲

フランスに拠点を置く VAT 課税事業者間の取引について電子請求書の使用が一般化されます。具体的には、課税事業者がフランス国内の課税事業者に物品を納入したり役務を提供したりする取引のうち免税扱いではないもの、これら取引に関する前払い金、そして、中古品、美術品、収集品または骨董品の競売のために納入された商品などが該当します。

<sup>&</sup>lt;sup>21</sup> https://www.cnil.fr/fr/la-mise-jour-du-referentiel-relatif-aux-dispositifs-dalerte-professionnelle-en-questions

#### 請求書への記載項目の増加

新たに、以下の事項について記載することが義務となります。

- ▶ 識別番号(SIREN 番号)
- ▶ 顧客住所と異なる住所に商品を納品する場合の納品地
- ▶ 請求書の取引が、物品納入に関するもの、役務提供に関するもの、あるいは物品納入と役務提供からなるもののいずれかを明確化すること
- ▶ 付加価値税支払いを請求書発行時として処理する場合はその旨を記載すること

#### 電子請求書の信憑性の確保と保管期間

2023 年の予算法により、電子請求書の信ぴょう性を確保するために、認定された電子スタンプを使用することが可能になりました。法人は、スタンプを利用することにより、請求書が原本と相違がないこと、内容に漏れがないこと、そして、請求書の理解を確保することができます。電子スタンプ利用により、スタンプ作成者が文書作成者であることも証明できます。

また、コンピューターなどを使用して発行・受領する文書は、請求書を含め、発行時・受領時と同じ形式で 6 年間保管することが義務付けられており、起算日は請求書発行日となります。

#### 事前準備の重要性

今回のルール改正を滞りなく進めるために、企業においては、プロセス責任者を特定し、移行に向けて準備すべき事項を 洗い出しておくことが重要です。同時に、請求書の処理プロセスを調整し、電子請求書の受信プラットフォームを選択し なければなりません。各企業は、新ルールに対応した請求書プロセスや会計処理を確立する必要があります。

## 税務当局のメリット

電子請求書が一般化されることにより、税務当局にも数々のメリットがあります。その中でも、付加価値税の不正受還付や不正申告を未然に防ぐ効果が期待されること、デジタルデータ化による税務処理のコスト削減、自動入力機能を利用した付加価値税申告の簡素化、リアルタイムで事業を可視化できることなどがあげられます。2009 年 EU 指令により、高資格外国人労働者に対して「EU ブルーカード」が導入されました。しかし、2019 年に行われた統計によると、EU ブルーカードの発行総数は 36,806 件にとどまり、そのほとんどがドイツ政府によるものでした。更なる活用を目指し、欧州議会は、EU ブルーカードの要件緩和を目的とする改定案を 2021 年 9 月 15 日付で承認しました。

具体的には、これまでは 12 か月の雇用期間をともなう雇用契約(又は雇用の申込)が必要でしたが、半分の 6 か月の雇用期間に短縮されます。賃金についても、これまでであれは、対象となる加盟国の年間平均賃金(グロス)の 150 パーセント相当が必要でしたが(上限無し)、改定後は、当該加盟国の年間平均賃金であればよく(年間平均賃金の 160 パーセ

#### 2023年10月(20号)

ントを超えない)、賃金要件が引き下げられました。さらに、EU ブルーカード保有者は、発給国において当初 12 か月間滞在すれば、他の加盟国への移動が認められ、また、家族呼び寄せ(regroupement familial)手続きも迅速に処理される見込みです。

この後、欧州理事会で正式に承認を受けた後、EU 官報に掲載され発効することになります。加盟各国は、公布日から 2 年以内に自国の法律を整備することが義務付けられています。

## フレンチデスク コンタクト

東京オフィス	パリデスク
ル ドゥサール・デヴィ (パリ弁護士会所属/東京弁護士会登録)	<b>千田 多美</b> (パリ弁護士会所属)
<b>今野ブデン 泰子</b> (パリ弁護士会所属)	
TMI 総合法律事務所 〒106-6123 東京都港区六本木 6-10-1 六本木ヒルズ森タワー23 階 Email: francelaw@tmi.gr.jp Tel: 03-6438-5511	TMI Avocats & Associés 40 avenue Niel 75017 Paris, France Email: <a href="mailto:francelaw@tmi.gr.jp">francelaw@tmi.gr.jp</a> Tel: +33(0)1-8861-7840

本ニューズレターは、一般的な情報を提供することを目的としており、当事務所の法的アドバイスを提供するものではありません。本ニューズレターの受信者は、必要に応じて、弁護士のアドバイスをお受けいただきますよう、お願い申し上げます。